



第90期定時株主総会 招集ご通知

アンリツ株式会社

- 日時 平成28年6月28日(火曜日) 午前10時
■場所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

■議案

- 第1号議案 ー 剰余金処分の件
- 第2号議案 ー 取締役(監査等委員であるものを除く。)7名選任の件
- 第3号議案 ー 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 ー 取締役(監査等委員であるものを除く。)賞与支給の件

目次

■第90期定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

【提供書面】

■事業報告

・企業集団の現況	3
当事業年度の事業の状況 (3)	直前3事業年度の財産及び損益の状況 (6)
重要な子会社等の状況 (7)	対処すべき課題 (8)
主要な事業内容 (10)	主要な事業所 (10)
使用人の状況 (11)	主要な借入先の状況 (11)
・会社の現況	12
株式の状況 (12)	新株予約権等の状況 (13)
会社役員の状況 (14)	会計監査人の状況 (19)
業務の適正を確保するための体制 (20)	
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 (25)	
株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (27)	
資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針 (28)	

■連結計算書類

・連結財政状態計算書	29
・連結純損益及びその他の包括利益計算書	30
・連結持分変動計算書	31

■計算書類

・貸借対照表	32
・損益計算書	33
・株主資本等変動計算書	34

■監査報告

・連結計算書類に係る会計監査報告	35
・計算書類に係る会計監査報告	36
・監査等委員会の監査報告	37

■株主総会参考書類

・第1号議案 剰余金処分の件	39
・第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)7名選任の件	40
・第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	46
・第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)賞与支給の件	47

証券コード 6754
平成28年6月6日

株 主 各 位

神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
アンリツ株式会社
代表取締役 橋 本 裕 一

第90期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

3. 目的事項

報告事項

1. 第90期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- (1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.anritsu.com/ja-JP>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - (2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.anritsu.com/ja-JP>) における掲載によりお知らせいたします。

< 議決権行使についてのご案内 >

1. 株主総会にご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
2. 当日株主総会にご出席願えない場合は、次のとおり、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただくか、又はインターネット等により議決権をご行使ください。

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

なお、議案に対する賛否のご表示がないときは、会社提案に「賛」として取り扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権行使】

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトを経由してパソコン又は携帯電話を用いてご利用いただくことによつてのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）



- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご登録ください。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによつて複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- (5) パソコンを用いて議決権を行使される場合は、画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であることが必要となります。また、ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorerが必要となり、PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®又はVer.6.0以降のAdobe® Reader®が必要となります。
- (6) 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種が必要となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

（Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は、米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専門ダイヤル

☎ 0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

(提供書面)

事業報告

(平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

イ. 全般的概況

当期における世界経済は、米国では景気回復基調のもとでゼロ金利政策が解除される一方で、中東・欧州における地政学的リスクの増大、中国における経済成長の減速、原油価格の下落等、不透明な状況が継続しました。国内においては、マイナス金利の導入も含めた金融・財政政策による景気刺激策が継続されましたが、中国経済減速などの海外リスクの高まりや、第4四半期における為替市場の急激な変動等により、景気の先行きに対する懸念が強まっています。

情報通信ネットワークの分野においては、モバイル・ブロードバンド・サービスの普及により、ネットワークのデータ通信量は増加の一途を辿っております。これに対応するため、LTE (Long Term Evolution) 及びLTEを更に拡張したLTE-Advancedの普及が本格化しており、規格適合試験やオペレータの受入試験、携帯端末の総合的な送受信性能試験などの開発需要が継続しております。更に次世代の第5世代(5G)通信方式の標準化に向けた動きや、IoT (Internet of Things) を活用した新たなサービス・アプリケーションの開発が幅広い業界で進められております。

このように当社グループを取り巻く事業環境は中長期の成長トレンドにあります。が、足元のモバイル関連市場において、スマートフォンのコモディティ化が進むとともに、一部新興国では成長が見込まれるものの、全体として成長鈍化が顕著となっています。その結果、一部のチップ・端末の大手ベンダーがリストラを発表・実施する等、顧客の収益状況は一様でなく、投資意欲にも温度差が見られます。

このような環境のもと、当社グループは、新製品の開発を軸に戦略投資を行い、提供するソリューションの競争力を高め、事業拡大の基盤整備に取り組みました。

当期は、PQA (プロダクツ・クオリティ・アシュアランス) 事業が国内コンビニ市場を中心に受注・売上を拡大させましたが、計測事業において、データ通信量増大に対応したコアメトロネットワーク関連での光モジュール開発・製造関連の計測

需要が堅調に推移したものの、アジアにおけるスマートフォン製造用計測器市場の縮小や主要プレーヤーの投資抑制、及び北米市場における基地局建設需要減の結果、計測事業全体として前期比減収減益となりました。この結果、受注高は945億89百万円（前期比6.4%減）、売上収益は955億32百万円（前期比3.3%減）となり、営業利益は58億97百万円（前期比45.8%減）、税引前当期利益は54億34百万円（前期比53.1%減）、当期利益は37億67百万円（前期比52.2%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は37億60百万円（前期比52.1%減）となりました。

また、単独決算につきましては、受注高は455億93百万円（前期比9.8%減）、売上高は469億39百万円（前期比5.9%減）となり、営業利益は28億41百万円（前期比36.6%減）、経常利益は33億94百万円（前期比42.9%減）、当期純利益は28億7百万円（前期比35.2%減）となりました。

期末の受注残高は、連結では178億10百万円（前期比9.5%減）、単独では62億58百万円（前期比17.7%減）であります。

ロ. 事業部門別概況

当期の事業部門別売上収益は次のとおりであります。

区 分	第 89 期(前期)		第 90 期(当期)		前 期 比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
計 測	73,443	74.3	67,729	70.9	△5,713	△7.8
P Q A	16,198	16.4	18,891	19.8	2,693	16.6
そ の 他	9,198	9.3	8,910	9.3	△287	△3.1
合 計	98,839	100.0	95,532	100.0	△3,307	△3.3

(注) 当期より、「産業機械部門」を「PQA（プロダクツ・クオリティ・アシュアランス）部門」に名称変更いたしました。

〔計測部門〕

この部門は、通信事業者、関連機器メーカー、保守工事業者へ納入する、多機種にわたる通信用及び汎用計測器、測定システム、サービス・アシュアランスの開発、製造、販売を行っています。

当期は、光デジタル関連計測器の需要がアジアで堅調であったものの、モバイル市場において顧客の事業撤退や投資抑制が継続し、また、北米キャリアによるLTEネットワーク建設をはじめとしたインフラへの設備投資の抑制も続き、全体として前期を下回る売上収益となりました。この状況に対処するため組織のスリム化にも取り組み、海外子会社においてリストラ費用を計上しました。

この結果、売上収益は677億29百万円（前期比7.8%減）、営業利益は47億6百万円（前期比47.4%減）となりました。

【PQA（プロダクツ・クオリティ・アシュアランス）部門】

この部門は、高精度かつ高速の各種自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機などの食品・医薬品・化粧品産業向けの生産管理・品質保証システム等の開発、製造、販売を行っています。

当期は、国内・国外市場ともに堅調に推移し、とりわけ国内においてコンビニ市場中心に新製品が設備更改需要を捉え、大きく伸長しました。また、グローバル競争力の強化に向けて、研究開発投資と販売促進活動に積極的に取り組みました。

この結果、売上収益は188億91百万円（前期比16.6%増）、営業利益は11億94百万円（前期比45.0%増）となりました。

【その他の部門】

これら2部門以外に、情報通信事業、デバイス事業、物流、厚生サービス、不動産賃貸等の事業を展開しております。

当期の売上収益は89億10百万円（前期比3.1%減）、営業利益は5億75百万円（前期比70.7%減）となりました。前期と比較して利益が減少している主な要因は、前期において減損損失の戻入れを認識したためです。

売上収益955億32百万円を地域別に見ますと、日本は285億65百万円（前期比5.3%増）、米州は232億46百万円（前期比4.6%減）、E M E A（欧州・中近東・アフリカ）は135億37百万円（前期比14.8%減）、アジア他は301億82百万円（前期比4.1%減）であり、当社グループ全売上収益に対する比率は日本29.9%、米州24.3%、E M E A 14.2%、アジア他31.6%であります。

② 設備投資の状況

当期の設備投資は総額53億99百万円であり、主力の計測事業を中心に技術革新と販売競争に対処するため開発環境基盤強化と原価低減に向けた投資を継続するとともに、本社地区におけるBCP（事業継続計画）整備を推進しました。

③ 資金調達の状況

当期において、第6回無担保社債80億円（発行日：平成27年6月19日、期間：5年）の発行、及び借入金50億円の返済に対し、長期借入金30億円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 87 期 平成24年度 (IFRS基準)	第 88 期 平成25年度 (IFRS基準)	第 89 期 平成26年度 (IFRS基準)	第90期(当期) 平成27年度 (IFRS基準)
受 注 高(百万円)	96,037	103,864	101,084	94,589
売 上 収 益(百万円)	94,685	101,853	98,839	95,532
営 業 利 益(百万円)	15,714	14,123	10,882	5,897
税 引 前 当 期 利 益(百万円)	16,139	14,239	11,591	5,434
当 期 利 益(百万円)	13,888	9,318	7,874	3,767
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	13,896	9,305	7,857	3,760
基本的 1 株当たり当期利益(円)	98.41	64.93	55.72	27.38
資 産 合 計(百万円)	115,095	127,149	126,893	124,624
親会社の所有者に帰属する持分(百万円)	64,542	74,886	78,639	75,811
1 株当たり親会社所有者帰属持分(円)	450.36	522.54	572.04	552.26

(注) 当社は、第87期より、国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 87 期 平成24年度 (日本基準)	第 88 期 平成25年度 (日本基準)	第 89 期 平成26年度 (日本基準)	第90期(当期) 平成27年度 (日本基準)
受 注 高(百万円)	52,761	54,676	50,555	45,593
売 上 高(百万円)	52,397	54,091	49,876	46,939
営 業 利 益(百万円)	8,853	7,294	4,479	2,841
経 常 利 益(百万円)	9,731	7,969	5,946	3,394
当 期 純 利 益(百万円)	8,066	5,400	4,333	2,807
1 株当たり当期純利益(円)	57.12	37.68	30.73	20.44
総 資 産(百万円)	122,749	125,836	120,350	122,297
純 資 産(百万円)	79,167	81,538	77,673	77,161
1 株 当 た り 純 資 産(円)	551.65	567.63	563.46	560.60

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
アンリツインフィビス株式会社	1,350百万円	100%	重量選別機、異物検出機等の製造、販売
アンリツネットワークス株式会社	355	100	情報通信機器の製造、販売
東 北 ア ン リ ツ 株 式 会 社	250	100	計測器、情報通信機器等の製造
アンリツカスタマーサポート株式会社	100	100	計測器の校正、修理、保守
ア ン リ ツ デ バ イ ス 株 式 会 社	90	100	光デバイスの製造
アンリツエンジニアリング株式会社	40	100	ソフトウェアの開発
ア ン リ ツ 興 産 株 式 会 社	20	100	施設管理、厚生サービス、カタログ等制作
ア ン リ ツ 不 動 産 株 式 会 社	20	100	不動産の賃貸
M テ ッ ク サ ポ ー ト 株 式 会 社	20	55	計測器の校正、医療機器の保守
株式会社アンリツプロアソシエ	10	100	シェアード・サービス・センター業務
A T テ ク マ ッ ク 株 式 会 社	10	50	加工品、ユニット組立品の製造、販売
Anritsu U.S. Holding, Inc. [米国]	9千米ドル	100	海外子会社の持株会社
Anritsu Company [米国]	9,528千米ドル	(100)	計測器等の製造、販売
Anritsu EMEA Ltd. [英国]	1,502千英ポンド	100	計測器等の販売
Anritsu Company Ltd. [香港]	43,700千香港ドル	100	計測器等の販売
Anritsu A/S [デンマーク]	217,000千デンマーク クローネ	100	サービス・アシュアランス等

- (注) 1. 出資比率欄の括弧内の数字は間接比率を示しております。
2. アンリツ産機システム株式会社は、平成27年10月1日をもってアンリツインフィビス株式会社に商号変更いたしました。
3. 平成28年3月1日をもって計測器の校正及び医療機器の保守を行うMテックサポート株式会社を設立いたしました。
4. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

② 重要な関係会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は米国においては回復傾向で推移すると思われるますが、中国経済の動向や、中東などにおける地政学的リスクの増大、日本・欧州におけるマイナス金利政策によるマーケットの混乱など、不安定な要素が増大し予断を許さない状況です。また、技術革新、市場環境や競争関係の変化、金融情勢の動向に常に的確に対応する必要があります。

当社グループはこのような市場環境を踏まえ、以下の経営理念・経営ビジョン・経営方針のもと、施策を展開してまいります。

①経営理念・経営ビジョン・経営方針

当社は、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視し、以下のとおり経営理念・経営ビジョン・経営方針を策定しています。

【経営理念】

誠と和と意欲をもって、“オリジナル&ハイレベル”な商品とサービスを提供し、安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献する

【経営ビジョン】

衆知を集めたイノベーションで“利益ある持続的成長”を実現する

【経営方針】

1. 衆知を集めた全員経営でハツラツとした組織へ
2. イノベーションで成長ドライバーの獲得
3. グローバル市場でマーケットリーダーになる
4. 良き企業市民として人と地球にやさしい社会づくりに貢献

②中長期的な経営戦略

当社グループは、主力の計測事業を軸にICT (Information and Communication Technology) サービスに関わるビジネスを展開しております。ICT分野における成長ドライバーは、世界的なモバイル・ブロードバンド・サービスとIoT (Internet of Things) による新たな社会価値の創造です。そのプラットフォームとなるものが、中長期にわたるユーザー・エクスペリエンスの向上を目指すコミュニケーション・システムのイノベーションです。このイノベーションを実現するために、広帯域化を支えるLTE、LTE-Advanced、更に5Gへと続くモバイル通信技術の継続的開発や超高速広帯域な接続性の向上を支える基地局ネットワークの高密度化に代表される通信ネットワークの再構築が進められています。基本的な社会インフラからIoTによる新たな価値創造に至るまで、持続可能な社会の実現には「いつでも、どこでも、安全・安心・快適につながる」ネットワークが不可欠です。アンリツは、無線・有線のすべてをカバーする先進の計測カンパニーとして、社会とお客様のネットワーク課題を解決してまいります。

PQA事業の成長ドライバーは、安全・安心と健康の増進です。食品、医薬品関連市場を中心に、長期的には海外売上比率を50%まで引き上げるにより事業拡大を目指してまいります。北米・アジア市場を中心に事業展開を加速するため、海外の経営資源の拡充に努めます。

また、経営戦略を遂行するうえで阻害要因となるリスクを適切に管理・対処し、競争優位の源泉に変えていくため、内部統制システムの整備により確立した国内外のグループ会社との連携を更に強化し、リスクマネジメント・システムを高度化してまいります。

③中期経営計画の策定等

当社は、経営ビジョンにおいて示された「利益ある持続的成長」の実現に向けて10年スパンの時間軸で取り組む「2020 VISION」を掲げるとともに、そのマイルストーンとなる中期経営計画「GLP2017」を策定し、継続して企業価値の向上に取り組んでおります。

「GLP2017」では、「更なるグローバル化による事業拡大」、「顧客価値を高めるためのブランド力強化」、「事業創発の加速と事業領域の拡大」、「全社を挙げた継続的な利益体質への取組み」を基本方針としております。

④事業部門別の具体的施策

主力の計測事業では、モバイル市場の収益基盤を強化しつつ、ネットワーク・インフラ市場での売上拡大及び次世代のIoT/5G事業への積極的投資を行い、目標の達成に取り組みます。

モバイル市場では、引き続きLTE-Advanced（CA：Carrier Aggregation、MIMO：Multiple-Input and Multiple-Output など）向けソリューションの提供、新興市場開拓などを実行し、収益の確保に努めます。

ネットワーク・インフラ市場では、サービスの拡大で爆発的に増加するモバイル・トラフィックやデータセンター需要で拡大しつつあるネットワーク再構築（Network Reshaping）市場を獲得するために競争力強化を図っていきます。

また、中長期にわたって成長が期待できるIoT/5G市場での事業機会獲得のために積極的に投資を継続してまいります。

PQA事業は、マーケットリーダーとしての日本市場における安定的な収益基盤を強化するとともに、成長する海外市場でのマーケットシェア拡大を図っていきます。海外市場での競争力を強化するために、グローバルな事業体制を整備拡充していきます。

⑤コーポレートガバナンスの充実

当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を高めていくため、コーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題と位置づけております。「監査等委員会設置会社」への移行、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会・報酬委員会・独立委員会の設置などにより、取締役会の監査・監督機能を強化しコーポレートガバナンス体制を一層充実させることで、グローバルな視点でより透明性の高い経営の実現を目指してまいります。

なお、当社は、当社グループにおけるより良いコーポレートガバナンスの実現を目指して、コーポレートガバナンスについての当社グループの考え方、それを支える組織体制、仕組み等について明らかにするため、「アンリツ株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」を制定しており、当社ウェブサイト (<http://www.anritsu.com/ja-JP>) に掲載しております。

⑥ C S R推進活動

当社グループは、誠実な企業活動を通じてグローバルな社会の要請に対応し、社会的課題解決に貢献してこそ企業価値の向上が実現されると考えており、C S R活動にも積極的に取り組んでおります。製品・サービスを通じた安全・安心な社会づくりへの貢献をC S R活動の第一義に捉え、コンプライアンス、顧客満足(C S)、サプライ・チェーン・マネジメント、地球環境保護、ダイバーシティの尊重(女性や外国籍の従業員等の人財が活躍できる環境整備等)、人権・労働安全衛生など、様々な領域で企業に求められる役割を果たしてまいります。

以上の活動を通じて、2020年までに到達したい姿を描いた「2020 VISION」の中で掲げた「グローバルマーケットリーダーになる」・「事業創発で新事業を生み出す」という目標達成を目指すとともに、継続して企業価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業部門			主 要 製 品 等
計	測		デジタル通信・I Pネットワーク用測定器、光通信用測定器、移動通信用測定器、R F・マイクロ波・ミリ波帯汎用測定器、サービス・アシュアランス
P	Q	A	自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機、総合品質管理・制御システム
そ	の	他	情報通信、光デバイス、不動産賃貸等

(6) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

① 当社

	所 在 地
本 社	神奈川県厚木市
営業拠点	神奈川県厚木市、東京都新宿区、宮城県仙台市、愛知県名古屋、大阪府吹田市、福岡県福岡市
事業所	福島県郡山市

② 子会社

名 称	所 在 地
アンリツインフィビス株式会社 アンリツカスタマーサポート株式会社 アンリツエンジニアリング株式会社 アンリツ不動産株式会社 アンリツネットワークス株式会社 アンリツデバイス株式会社 アンリツ興産株式会社 株式会社アンリツプロアソシエ	神奈川県厚木市
A Tテックマック株式会社	神奈川県平塚市
Mテックサポート株式会社	東京都多摩市
東北アンリツ株式会社	福島県郡山市
Anritsu Company	米国・カリフォルニア
Anritsu EMEA Ltd.	英国・ベッドフォードシャー
Anritsu Company Ltd.	香港・カオルーン
Anritsu A/S	デンマーク・コペンハーゲン

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
3,846名	△80名

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
803名	+14名	42.0歳	18.0年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,350百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,870百万円
株式会社横浜銀行	1,450百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 138,115,294株（自己株式644,909株を含む。）
- ③ 株主数 21,387名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	7,564	5.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,876	4.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,415	3.94
NOMURA BANK (LUXEMBOURG) S.A. S/A NOMURA MULTI CURRENCY JAPAN STOCK LEADERS FUND	4,653	3.39
T A I Y O F U N D , L . P .	4,115	2.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505311	4,114	2.99
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	2,930	2.13
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	2,813	2.05
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	2,668	1.94
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	2,631	1.91

（注） 持株比率は自己株式（644,909株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年7月30日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除きます。以下同じ。）並びに当社の重要な使用人である執行役員及び理事に対する信託を用いたインセンティブ・プラン（平成27年6月25日開催の第89期定時株主総会の決議に基づき導入した当社取締役向けの業績連動型株式報酬制度を含みます。以下「本制度」といいます。）に係る細目事項を決定しました。かかる決定事項に従い、本制度の導入に際し新たに設定した役員向け株式交付信託において、取引市場を通じて当社普通株式を取得しましたが、当社の自己の所有に係るものではないことから、当該株式の数は上記自己株式の数に含めておりません。なお、当該信託に係る信託口が所有する株式193,700株については、連結計算書類及び計算書類上、自己株式として会計処理しております。また、当該信託による当社株式の取得は、取引市場を通じたものであり、本制度による当社株式の希薄化は生じておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）

- ・新株予約権の数 958個
- ・目的である株式の種類及び数 普通株式 202,000株
- ・当社役員の保有状況

	回 次	行使価額	行 使 期 間	個 数	保有者数
取締役 (監査等委員であるものを除く)	第 8 回	908円	平成26年 9 月 1 日～平成28年 8 月31日	60個	3 名
	第 9 回	908円	平成26年 9 月 1 日～平成28年 8 月31日	14個	2 名
	第10回	1,002円	平成27年 8 月21日～平成29年 8 月20日	36個	4 名
	第11回	1,002円	平成27年 8 月21日～平成29年 8 月20日	4個	1 名
	第12回	1,295円	平成28年 8 月22日～平成34年 8 月21日	420個	5 名
	第14回	956円	平成29年 9 月 1 日～平成35年 8 月31日	420個	5 名
取締役 (監査等委員)	第11回	1,002円	平成27年 8 月21日～平成29年 8 月20日	4 個	1 名

- (注) 1. 当社は、社外取締役に対して新株予約権を割り当てておりません。
2. 監査等委員である取締役の保有する新株予約権は、監査等委員である取締役就任前に当社従業員としての地位に基づいて割当てを受けたものであります。
3. 第8回から第11回までの新株予約権 1 個当たりの目的である株式数は1,000株、第12回及び第14回の新株予約権 1 個当たりの目的である株式数は100株であります。

② 当期中に従業員等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (平成28年 3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	* 橋 本 裕 一	グループCEO
代 表 取 締 役	* 田 中 健 二	計測事業グループプレジデント
取 締 役	* 政 文 祐	PQA事業グループプレジデント アンリツインフィビス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	* 谷 合 俊 澄	コーポレート総括、経営企画室長
取 締 役	* 窪 田 顕 文	CEO、経理部長、IR部長
取 締 役	青 木 昭 明	
取 締 役	市 川 佐 知 子	弁護士 田辺総合法律事務所 パートナー 公益社団法人会社役員育成機構 理事
取 締 役	佐 野 高 志	公認会計士 佐野公認会計士事務所 所長 株式会社図研 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	関 孝 哉	コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 上 雄 二	インフォテリア株式会社 社外監査役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	菊 川 知 之	

- (注) 1. 当社は、平成27年6月25日開催の第89期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 取締役 青木昭明氏、市川佐知子氏及び佐野高志氏並びに監査等委員である取締役 関 孝哉氏及び井上雄二氏は、社外取締役であります。なお、当社は、5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役 菊川知之氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内の事情に精通し、容易に会社の情報を収集できる者が、経営戦略会議等の取締役会以外の重要な会議に出席したり、代表取締役、業務執行取締役、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに監査・監督を行うことで、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。
4. 監査等委員である取締役 井上雄二氏は、株式会社リコーにおいて経理本部長、常任監査役を歴任したほか、インフォテリア株式会社において社外監査役を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成27年6月25日開催の第89期定時株主総会において、市川佐知子氏及び佐野高志氏は取締役(監査等委員であるものを除く。)に、関 孝哉氏、井上雄二氏及び菊川知之氏は監査等委員である取締役に、それぞれ選任され就任しました。

6. 当期中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
青 井 倫 一	平成27年6月25日	任期満了	取締役（社外取締役） 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 研究科長・専任教授
関 孝 哉	平成27年6月25日	任期満了	取締役（社外取締役） コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 代表取締役
山 口 重 久	平成27年6月25日	任期満了	常勤監査役
菊 川 知 之	平成27年6月25日	任期満了	常勤監査役
田 中 信 義	平成27年6月25日	任期満了	監査役（社外監査役） 弁護士
神 谷 國 廣	平成27年6月25日	任期満了	監査役（社外監査役） 大木建設株式会社 社外取締役

7. 平成28年4月1日をもって担当等が次のとおり変更されました。

取 締 役	政 文 祐	
取 締 役	* 窪 田 顕 文	C F O、経理部長

8. 当社は執行役員制度を導入しており、*印を付した取締役は執行役員を兼務しております。平成28年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
社 長	橋 本 裕 一	執 行 役 員	橋 本 康 伸
副 社 長	田 中 健 二	執 行 役 員	服 部 司
常 務 執 行 役 員	谷 合 俊 澄	執 行 役 員	ウェイド・ヒューロン
常 務 執 行 役 員	浜 田 宏 一	執 行 役 員	脇 永 徹
常 務 執 行 役 員	清 家 高 志	執 行 役 員	高 橋 幸 宏
執 行 役 員	舟 橋 伸 夫	執 行 役 員	高 木 章 雄
執 行 役 員	窪 田 顕 文	執 行 役 員	新 美 眞 澄
執 行 役 員	ゲラルド・オストハイマー		

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 青木昭明氏、市川佐知子氏及び佐野高志氏並びに監査等委員である取締役 関 孝哉氏、井上雄二氏及び菊川知之氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、イ．において同じ。）の報酬等については、取締役会の諮問機関である報酬委員会において、取締役報酬の制度、内容、水準及び分配バランス等について審議され、取締役会が報酬委員会の答申を受けて、株主総会決議により承認された範囲内でこれを決定しております。

基本方針：

イ．取締役に対する報酬等

取締役の報酬等の基本方針は次のとおりであります。

- ・ 経営目標の達成と企業価値の持続的な向上への意欲の創出に繋がる制度・内容とする。
- ・ グローバル企業の役員として望まれる優秀で多様な人財を確保することができる魅力的な制度・内容とする。
- ・ 報酬等の決定プロセス及び分配バランスの妥当性・客観性を確保する。

取締役の報酬等は、上に掲げる方針のもと、その水準については外部調査機関による役員報酬調査データにも照らしつつ、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の増大に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に、職責等に応じた固定報酬及び業績連動報酬のバランスを勘案し、決定することとしております。なお、業務執行取締役の報酬等の現在の体系は、固定報酬の40％相当額を業績連動報酬とし、当該取締役が株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視点での業績や株式価値を意識した経営を動機づける制度設計を採り入れています。

業績連動報酬は、金銭によるもの（賞与、固定報酬の30％相当額）と信託を用いたインセンティブ・プランによる非金銭報酬（株式報酬、固定報酬の10％相当額）により構成されます。評価対象とすべき事業年度における剰余金の配当の水準、経営指標に関する数値目標に対する達成度、各取締役が予め設定した非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度等に照らし、各取締役に対する評価を行うこととしています。

ロ．監査等委員である取締役に対する報酬等

監査等委員である取締役の報酬等は、当社の職務執行に対する監査の実効性を確保することを主眼に、業務執行者から独立して監査等委員の職責を全うするために、株主総会決議により承認された範囲内で固定報酬として監査等委員の協議に基づき決定することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役（監査等委員であるものを除く）	10名	225百万円
取 締 役（監 査 等 委 員）	3名	28百万円
監 査 役	4名	14百万円
合 計	17名	268百万円

- (注) 1. 監査役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は、移行後の期間に係るものであります。
2. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含みます。）が28百万円あります。
3. 平成27年6月25日開催の第89期定時株主総会の決議による役員報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）は、取締役（監査等委員であるものを除きます。）年額260百万円（うち社外取締役分は年額45百万円）、監査等委員である取締役年額60百万円であります。なお、監査等委員会設置会社移行前の役員報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）は、取締役年額260百万円、監査役年額60百万円であります。
4. 上記報酬等の額には、平成28年6月28日開催予定の第90期定時株主総会において付議いたします取締役（監査等委員であるものを除きます。）賞与が次のとおり含まれております。
- 取締役 5名 40百万円
- なお、当社は、社外取締役に對して賞与を支払っておりません。
5. 上記報酬等の額には、取締役（監査等委員であるものを除きます。）5名の株式報酬額18百万円が含まれております。なお、当社は、社外取締役に對して株式報酬を支給しておりません。
6. 上記報酬等の額のうち、社外取締役6名（うち監査等委員である取締役2名）、社外監査役2名の報酬の合計額は41百万円であります。
7. 上記人数には、平成27年6月25日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役2名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の兼職の状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）

氏 名	地 位	兼 職 先 及 び 兼 職 内 容
佐 野 高 志	社 外 取 締 役	佐野公認会計士事務所 所長 株式会社図研 社外取締役
関 孝 哉	社 外 取 締 役 (監査等委員)	コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 代表取締役
井 上 雄 二	社 外 取 締 役 (監査等委員)	インフォテリア株式会社 社外監査役

- (注) 当社と佐野公認会計士事務所、株式会社図研、コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社及びインフォテリア株式会社との間に特別の関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
青 木 昭 明	社 外 取 締 役	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主にグローバル・ビジネスについて高い見識を有する経営者としての経験に基づいた発言を行っております。また、報酬委員会の委員長及び筆頭独立取締役として独立委員会の委員長を務めたほか、指名委員会の委員として活動しました。
市 川 佐 知 子	社 外 取 締 役	取締役就任後、当期開催の取締役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての法律に関する専門的な知識と経験に基づいた発言を行っております。また、指名委員会、報酬委員会及び独立委員会の委員として活動しました。
佐 野 高 志	社 外 取 締 役	取締役就任後、当期開催の取締役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、主にグローバル・ビジネスについて高い見識を有する経営者としての経験並びに公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地に基づいた発言を行っております。また、指名委員会の委員長を務めたほか、報酬委員会及び独立委員会の委員として活動しました。
関 孝 哉	社 外 取 締 役 (監査等委員)	当期開催の取締役会13回のうち13回に、また、監査等委員就任後、委員長として当期開催の監査等委員会7回のうち7回に出席し、必要に応じ、主にコーポレートガバナンスの専門家としての豊富な知識と高い見識に基づいた発言を行っております。また、独立委員会の委員として活動しました。
井 上 雄 二	社 外 取 締 役 (監査等委員)	監査等委員就任後、当期開催の取締役会10回のうち10回に、また、監査等委員会7回のうち7回に出席し、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い見識に基づいた発言を行っております。また、独立委員会の委員として活動しました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	78百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 子会社アンリツインフィビス株式会社につきましても、有限責任 あずさ監査法人が会計監査人となっております。
3. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるコンフォートレター発行業務等を委託し、対価を計上しております。

④ 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、経理部等の社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の過年度の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性及び妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断しましたので、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める場合のいずれかに該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は次のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、経営理念で掲げる「誠と和と意欲」を基本に、経営方針で「良き企業市民としての社会貢献」を表明するとともに、「品格ある企業」に成長することを目指して、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範を制定し、法令と企業倫理の遵守を当社及びその子会社から成る企業集団（以下「アンリツグループ」という。）の企業活動の原点としています。
- ロ. 当社の取締役及び執行役員は、この基本方針の実践が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、アンリツグループの実効ある体制の整備を行い、企業倫理の徹底を図ります。
- ハ. 当社の社長を議長とする経営戦略会議のもと、当社の企業倫理推進委員会は、倫理法令遵守基本規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会（情報管理・公正取引推進・輸出入管理・環境管理等の委員会）及び子会社関連部門と連携しながら、アンリツグループのコンプライアンス体制の整備、充実に努めます。また、企業倫理推進委員会は、コンプライアンス上の問題点を当社の取締役会に定期的に報告し、取締役会は問題点の改善に努めます。
- ニ. 企業倫理推進委員会は、コンプライアンスに関わる各委員会及び子会社関連部門と連携して、アンリツグループの従業員に対して教育研修を実施し、その効果をモニタリングします。当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会及び企業倫理の推進を担う法務部門の活動を監査します。
- ホ. アンリツグループの従業員等は、アンリツグループ行動規範に違反するおそれがある行為が行われていることを知った場合は、上司経由又は自らが社内窓口もしくは社外窓口で報告・通報する手段を有します。この場合において、報告・通報の事実は秘密として扱われ、報告・通報者が、当該報告・通報を理由として何らの不利益を蒙ることはありません。当社は、これらの取扱いを規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。
- ヘ. 当社は、アンリツグループの適正な財務報告とその信頼性を確保するために、内部統制システム基本規程に基づき、アンリツグループの内部統制の確実な運用と継続的改善を行います。
- ト. アンリツグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為を排除します。また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連携して対応することとします。

チ. アンリツグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社は、業務上取り扱う情報について、情報管理基本規程に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備し運用します。
- ロ. 取締役及び執行役員意思決定と業務の執行に係る文書（例えば、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、経営戦略会議議事録と関連資料等）については、法令及び営業秘密管理規程に基づき、保管責任者、保管期間、保管方法を明確にして、適切に管理し、取締役が当該文書を速やかに閲覧できる体制を整備します。
- ハ. 営業秘密、個人情報については、法令及び営業秘密管理規程、個人情報保護規程に基づき、厳格かつ適切に管理します。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、アンリツグループの主要リスクを①経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境保全リスク、④製品・サービスの品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦災害リスクであると認識し、リスクごとにリスク管理責任者を明確にしてリスクマネジメント体制を整備します。当社のリスクマネジメント推進部門は、規則・ガイドラインの制定、教育研修の実施などを行い、リスク管理レベルの向上と事業の継続発展を確保するための体制を整備します。
- ロ. アンリツグループの中期経営計画策定の過程においては、経営環境の変化を踏まえてアンリツグループのリスクを洗い出し、経営目標を達成するためにリスク対応策を策定します。また、当社の社長を議長とする当社の常勤取締役及び執行役員で構成される月例の経営戦略会議において、必要に応じてリスク分析とリスク対応策の進捗状況を審議するとともに、当社の取締役会に報告します。
- ハ. これらのリスクマネジメントに関する活動をアンリツグループとして体系化し統一的に運用するため、リスクマネジメント基本規程を制定し、企業価値を一層向上させ、企業活動の持続的発展に結びつけていきます。
- ニ. アンリツグループの経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程に基づき、当社の社長が関係者を招集し、状況の把握と対策を講ずるとともに、速やかに取締役会に報告します。
- ホ. 重大な事故、災害が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程及び災害・緊急対策基本規程に基づき、当社の社長を本部長とする危機対策本部を設置し、被害の最小化と事業の早期回復に努めます。

④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくため、執行役員制度のもと、当社の取締役及び執行役員の、子会社を含めた職務分担を明確にし、当該業務の執行については、業務分掌規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- ロ. 当社の取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うものとします。
- ハ. 当社の取締役会は、経営戦略会議が策定したアンリツグループの中期経営計画とそれに連動した単年度の経営予算の審議、承認及び執行状況の監督をします。
- ニ. 当社の社長は、アンリツグループの中期経営計画と経営予算に基づき、自らのミッションと年度目標を設定し、経営目標を達成するためリーダーシップを発揮します。当社の執行役員は、それを受けて自らの職務の権限と分担に基づいたミッションと年度目標を設定し、その実現に取り組みます。
- ホ. アンリツグループは、グローバル・ビジネスを円滑に展開するにあたって、事業グループごとにグローバル・ビジネス・ガイドラインを制定するとともに、シェアード・サービスによるグループ各社の共通業務の効率化やITシステムの統合、キャッシュ・マネジメント・システムの導入等に取り組みます。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 当社は、グループ経営を円滑に行うために、子会社の社長その他当社の社長が指名する者を、当社の経営戦略会議、事業開発戦略会議及び予算編成会議等に出席させ、当該子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について報告を受けることとします。
- ロ. 当社の取締役及び執行役員は、分担する子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、子会社から、定期的に又は緊急時に報告を受けることとします。

⑥ その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社の取締役及び執行役員は、それぞれの職務分担に従い、子会社に対し、適切な内部統制システムを整備するように指導します。
- ロ. 当社の内部監査部門は、子会社の内部監査部門等と連携して、業務の適正性について子会社の監査を行います。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- イ. 当社は、監査等委員会の職務を補佐するため、経営監査部門を設置し、専任者を配置します。
- ロ. 監査等委員会は、内部監査部門にその職務の補助を要請できることとし、その旨を内部監査部門に関する業務分掌規程により明確化します。

ハ. 監査等委員会は、必要に応じて本社管理部門の専門知識を有する従業員からの協力及び事務の取扱いに関する支援を受けることができますものとします。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 経営監査部門に配属された使用人は、監査等委員会の業務を補佐する事項に関しては、監査等委員会の指揮・命令に従います。また、当該使用人の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとします。

ロ. 取締役、執行役員及び上長等は、監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員に対し、その要請事項に従うことを直接本人へ指示するものとします。

ハ. 監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員は、その要請事項に関しては、監査等委員会の指揮・命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。

ニ. 内部監査部門の部門長の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとします。

⑨ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議、アンリツグループの中期経営計画等の審議会など重要会議への出席をはじめとして監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した会議に出席できるものとします。

ロ. 監査等委員会が選定する監査等委員は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した場合、取締役、執行役員及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができますものとします。

ハ. 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項又は法令もしくは定款に違反する行為を認知した場合は、当該事項等のほか、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備運用状況、重要な会計方針、会計基準及びその変更、その他必要な重要事項を、速やかに監査等委員会に報告するものとします。また、監査等委員会への報告体制及び情報伝達ルートについて規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。

ニ. 当社の法務部門は、監査等委員会に対し、コンプライアンス活動の計画及び結果（所管する通報・相談窓口への通報、相談内容を含む。）について、定期的に、また、必要に応じて報告します。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社は、監査等委員会への報告の内容及び報告の事実は秘密として扱われ、報告者が、当該報告を理由として何らの不利益も蒙ることがないことを規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。
- ロ. 当社のコンプライアンス担当執行役員は、報告者が報告したことを理由として、報告者の労働環境が悪化することのないよう、監視、監督する義務を負い、報告者に対する不利益な取扱いを確認した場合、直ちにこれを是正します。

⑪ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- ロ. 監査等委員は、監査の実施にあたり必要でないと認められるときを除き、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を会社の費用で活用できるものとします。
- ハ. 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、必要額を見積り、予算に計上します。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社の代表取締役は、監査等委員と定期的に又は随時、会合をもち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとします。
- ロ. 当社の内部監査部門は、監査等委員会に対し、内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。また、監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門及び内部監査に関連する管理部門に調査を求めることができるものとします。
- ハ. 監査等委員会が連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行うことができるようにするため、監査等委員会への情報提供体制及び内部監査部門との連携体制を整備します。
- ニ. 当社の取締役及び執行役員は、監査等委員会の監査がより効果的に行われるために、内部監査体制の充実や協力体制の徹底を図ります。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

- イ. 当社の企業倫理推進委員会が全体的なコンプライアンス推進施策を計画立案・実施しており、具体的な施策として、従業員等に対する「アンリツグループ行動規範 確認書」の提出義務付け、階層別教育やコンプライアンス推進イベント等を通じた教育・啓発活動、コンプライアンス体制の定着状況や従業員等の倫理意識レベルを確認するための「倫理アンケート」等を実施しました。また、贈収賄防止に関するWBT (Web Based Training) を全世界の関連する従業員等に対して実施しました。
- ロ. コンプライアンスに関わる専門部署、委員会が、公正取引、貿易管理等の担当専門分野に関して定期的に監査を実施しました。
- ハ. 法令違反等の未然防止のため、内部通報規程に基づき、「ヘルプライン」として社内外の報告・通報・相談窓口を設置し、運用しております。
- ニ. ヘルプラインの運用状況を含めたコンプライアンスに関する取組みの状況は、定期的に取締役会に報告されています。

② 情報の保存及び管理に関する取組みの状況

- イ. 情報資産の適切な取扱い、保護を図るため、情報管理基本方針のもと情報管理基本規程等の社内規程、情報セキュリティマニュアルを整備し、運用しています。
- ロ. 株主総会関連資料、取締役会関連資料、経営戦略会議関連資料等は、法令及び社内規程（営業秘密管理規程）に従い、適切に管理されています。

③ 内部監査に関する取組みの状況

- イ. 内部統制システム基本規程に基づき、専門部署であるグローバルオーディット部が、監査等委員会及び監査等委員会を支援する経営監査室と連携しながら、当社の内部統制の状況について確認したほか、子会社の内部監査部門と連携して、業務の適正性について子会社の監査を実施しました。また、それらの結果を定期的に取締役会に報告しています。
- ロ. アンリツグループの適正な財務報告とその信頼性を確保するため、グローバルオーディット部が実施計画に基づき内部統制評価を実施し、統制状況が有効であることを確認しました。

④ リスクマネジメントに関する取組みの状況

- イ. 当社では、リスクごとにリスク管理責任者を明確にし、リスクの分析評価を行っており、必要に応じて、経営戦略会議において審議し、取締役会に報告しています。また、会社の経営に重大な影響を及ぼす恐れがある事象が発生した場合は、リスクマネジメント基本規程に基づき社長が関係者を招集し、状況の把握と対策を講じるとともに、速やかに監査等委員会に報告することとしています。
- ロ. 災害リスクについては、日常的な危機管理活動のほか、災害発生時に迅速・適切な対応を図ることができるよう、リカバリー・プランを含む災害対応体制を構築しています。

⑤ **職務執行の効率性の確保に関する取組みの状況**

- イ. 当期において、取締役会は13回開催され、法令及び取締役会規則に基づいて所要の事項の決議・報告並びに中期経営計画及び経営予算の進捗状況の確認等を行ったほか、取締役の業務執行について監督しました。また、定期的に社外取締役を含む取締役全員及び執行役員を交えてフリーディスカッションを行い、当社グループの経営課題について議論を深めました。
- ロ. 経営戦略会議において、グループ戦略に係る具体的事項について審議されるほか、子会社を担当する執行役員から子会社の営業成績、財務状況その他重要事項が適宜報告されています。

⑥ **監査等委員会の監査の実効性の確保に関する取組みの状況**

- イ. 平成27年6月の監査等委員会設置会社移行以降、監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員が経営戦略会議、事業部門の戦略会議等に出席したほか、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧しました。
- ロ. 当期において、監査等委員会は7回(監査等委員会設置会社移行前の監査役会は2回)開催され、監査方針及び監査計画の決定、監査基準等の策定、取締役の業務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査、決算のレビュー等を行いました。
- ハ. 監査等委員会の職務を補佐する部署として、平成27年4月に経営監査室を設置し、専任者である経営監査室長は常勤監査等委員とともに、社内で日常の監査活動にあたりました。
- ニ. 監査等委員会による実効的な監査の遂行を担保するため、監査等委員会への報告及び情報伝達に関する規程を定め、監査等委員会への報告体制及び情報伝達ルートを明確にしています。
- ホ. 監査等委員と代表取締役の定期的な会合、意見交換を実施したほか、会計監査人との意見交換を随時実施しました。

(7) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定すべきものと考えます。一方で、当社は、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者による大規模買付行為に対しては、株主の皆様のご判断に資するよう、大規模買付者への情報提供要求など積極的な情報収集と適切な情報開示に努めるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るため、必要に応じ、法令及び定款によって許容される限度において、適切な措置を講ずるものとしします。

② 基本方針の実現のための取組みの概要

当社は、株主の皆様の負託に応えるためには、利益ある持続的な成長により企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、より長期的な視点で企業価値の向上に取り組むために、10年スパンの時間軸で取り組む「2020 VISION」及びそのマイルストーンとなる中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループを挙げて取り組んでおります。また、当社は、コーポレートガバナンスの強化のため、執行役員制度の導入や複数の独立性のある社外取締役の選任による経営監督機能の強化、指名委員会・報酬委員会の設置による経営の透明性の確保に努めております。更に、当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、平成27年6月25日開催の当社第89期定時株主総会においてご承認いただき、「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

このような企業価値向上を核とした経営を進めることは、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減する方向に導くものとして、前記①の基本方針に沿うものと考えます。また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(8) 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針

① 資本政策の基本的な方針

当社は、投下資本の効率性の指標として「ROE (Return On Equity)」を、また投下資本が生み出した付加価値を評価する当社独自の指標「ACE」^(注)を設定し、企業価値の最大化に取り組みます。

財務の安定性については、大きく変動する市場環境及び金融情勢に備えるために、親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）の維持向上に取り組みます。

株主の皆様に対する利益還元については、次の「剰余金の配当等の決定に関する方針」に基づいて行うこととします。

(注) ACE (Anritsu Capital-cost Evaluation) : 税引後営業利益－資本コスト

② 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元について、連結業績に応じるとともに、総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結当期利益の上昇に応じて、親会社所有者帰属持分配当率（DOE : Dividend On Equity）を上げることを基本にしつつ、連結配当性向30%以上を目標としており、株主総会決議もしくは取締役会決議により、期末配当及び中間配当の年2回の配当を行う方針です。

自己株式の取得は、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら、必要に応じ適切に実施していく方針です。

内部留保資金は、急速に進展する技術革新や市場構造の変化に対応するための研究開発や設備投資、サポート・サービスの拡充を図るための投資、更なる事業拡大を目指すための投資などに活用していく方針です。

(注) 本事業報告における金額及び株式数は、基本的1株当たり当期利益、1株当たり当期純利益、1株当たり親会社所有者帰属持分及び1株当たり純資産を除き表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。また、比率（%）は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	80,541	流 動 負 債	21,550
現金及び現金同等物	37,391	営業債務及びその他の債務	7,133
営業債権及びその他の債権	19,738	社 債 及 び 借 入 金	1,590
その他の金融資産	1,163	その他の金融負債	60
棚 卸 資 産	18,376	未 払 法 人 所 得 税	1,230
未 収 法 人 所 得 税	171	従 業 員 給 付	5,606
その他の流動資産	3,699	引 当 金	254
非 流 動 資 産	44,082	その他の流動負債	5,674
有形固定資産	27,738	非 流 動 負 債	27,211
のれん及び無形資産	3,209	営業債務及びその他の債務	359
投資不動産	1,830	社 債 及 び 借 入 金	20,434
営業債権及びその他の債権	339	その他の金融負債	81
その他の金融資産	2,395	従 業 員 給 付	4,290
繰延税金資産	8,545	引 当 金	108
その他の非流動資産	24	繰 延 税 金 負 債	302
資 産 合 計	124,624	その他の非流動負債	1,633
		負 債 合 計	48,761
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	75,811
		資 本 金	19,052
		資 本 剰 余 金	28,220
		利 益 剰 余 金	23,193
		自 己 株 式	△1,040
		その他の資本の構成要素	6,385
		非 支 配 持 分	51
		資 本 合 計	75,862
		負 債 ・ 資 本 合 計	124,624

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結純損益及びその他の包括利益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上収益		95,532
売上原価		46,557
売上総利益		48,974
その他の収益・費用		
販売費及び一般管理費	29,621	
研究開発費	12,820	
その他の収益	241	
その他の費用	876	43,077
営業利益		5,897
金融収益		240
金融費用		616
持分法による投資収益		△87
税引前当期利益		5,434
法人所得税費用		1,667
当期利益		3,767
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	251	
確定給付制度の再測定	△1,556	
計	△1,305	
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	△1,829	
計	△1,829	△3,134
当期包括利益		633
当期利益の帰属		
親会社所有者分	3,760	
非支配持分	7	3,767
当期包括利益の帰属		
親会社所有者分	626	
非支配持分	7	633

連結持分変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の 資本構成要素	親会社 有属分 の持分 に属する 持分	非支配持分	資本合計
平成27年4月1日残高	19,052	28,217	24,565	△869	7,673	78,639	26	78,665
当期利益	—	—	3,760	—	—	3,760	7	3,767
その他の包括利益	—	—	△1,556	—	△1,577	△3,134	—	△3,134
当期包括利益	—	—	2,203	—	△1,577	626	7	633
株式報酬取引	—	3	11	28	—	43	—	43
剰余金の配当	—	—	△3,296	—	—	△3,296	—	△3,296
自己株式の取得	—	—	—	△200	—	△200	—	△200
非支配持分を伴う子会社の取得	—	—	—	—	—	—	18	18
非支配株主への配当	—	—	—	—	—	—	△0	△0
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替額	—	—	△289	—	289	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	3	△3,575	△171	289	△3,453	17	△3,436
平成28年3月31日残高	19,052	28,220	23,193	△1,040	6,385	75,811	51	75,862

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	42,002	流 動 負 債	24,340
現 金 及 び 預 金	16,976	買 掛 金	4,921
受 取 手 形	406	短 期 借 入 金	1,190
売 掛 金	11,725	一 払 金	5
製 品	2,549	未 払 費 用	2,404
仕 掛 品	51	未 払 法 人 税	1,263
原 材 料	3,199	前 受 金	253
前 払 費 用	122	預 金	1,063
繰 延 税 金 資 産	982	製 品 保 証 引 当 金	13,132
そ の 他 金	6,082	役 員 賞 与 引 当 金	30
貸 倒 引 当 金	△95	そ の 他	30
固 定 資 産	80,295	固 定 負 債	20,796
有 形 固 定 資 産	19,452	社 債	14,000
建 構 物	14,337	長 期 借 入 金	6,500
機 械 及 び 装 置	290	一 払 金	6
車 輜 運 搬 具	137	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	5
工 具 、 器 具 及 び 備 品	0	そ の 他	283
土 地	2,542	負 債 合 計	45,136
建 設 仮 勘 定	2,010	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,684	株 主 資 本	76,400
ソ フ ト ウ ェ ア	1,657	資 本 金	19,052
そ の 他	26	資 本 剰 余 金	28,002
投 資 そ の 他 の 資 産	59,157	資 本 準 備 金	28,002
投 資 有 価 証 券	1,104	利 益 剰 余 金	30,386
関 係 会 社 株 式	46,280	利 益 準 備 金	2,468
長 期 貸 付 金	5,651	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,918
前 払 年 金 費 用	3,173	別 途 積 立 金	21,719
繰 延 税 金 資 産	2,861	繰 越 利 益 剰 余 金	6,199
そ の 他	87	自 己 株 式	△1,040
資 産 合 計	122,297	評 価 ・ 換 算 差 額 等	557
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	557
		新 株 予 約 権	203
		純 資 産 合 計	77,161
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	122,297

損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		46,939
売上原価		26,987
売上総利益		19,951
販売費及び一般管理費		17,110
営業利益		2,841
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,359	
その他の	175	1,535
営業外費用		
支払利息	140	
その他の	840	981
経常利益		3,394
特別利益		
投資有価証券売却益	98	
新株予約権戻入益	11	109
税引前当期純利益		3,503
法人税、住民税及び事業税	627	
法人税等調整額	69	696
当期純利益		2,807

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	19,052	28,002	28,002	2,468	21,719	6,691	30,878	△869	77,063
当 期 変 動 額									
株 式 報 酬 取 引	－	－	－	－	－	－	－	28	28
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△3,299	△3,299	－	△3,299
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	2,807	2,807	－	2,807
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	－	△200	△200
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	－	－	－	－	－	△491	△491	△171	△663
当 期 末 残 高	19,052	28,002	28,002	2,468	21,719	6,199	30,386	△1,040	76,400

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
当 期 首 残 高	395	395	214	77,673
当 期 変 動 額				
株 式 報 酬 取 引	－	－	－	28
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△3,299
当 期 純 利 益	－	－	－	2,807
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△200
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	161	161	△11	150
合 計	161	161	△11	△512
当 期 末 残 高	557	557	203	77,161

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

アンリツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平 野 巖 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 永 田 篤 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アンリツ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、アンリツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

アンリツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平 野 巖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 田 篤 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アンリツ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、監査等委員会を補佐する会社の経営監査部門、内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、その取締役及び監査役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を法令及び企業会計審議会等により公表された諸基準に従って整備している旨の通知及び監査品質の改善に係る取組についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

アンリツ株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 関 孝 哉 ㊞

監 査 等 委 員 井 上 雄 二 ㊞

常勤監査等委員 菊 川 知 之 ㊞

(注) 監査等委員 関 孝哉及び井上雄二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、剰余金処分に關しまして、提供書面である「事業報告」の「2. 会社の現況 (8) 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に關する方針」(28頁)に記載のとおり、株主の皆様に対する利益還元について、連結業績に應じるとともに、総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結当期利益の上昇に應じて、親会社所有者帰属持分配当率(DOE: Dividend On Equity)を上げることが基本にしつつ、連結配当性向30%以上を目標としており、株主総会決議もしくは取締役会決議により、期末配当及び中間配当の年2回の配当を行う方針です。

なお、当社は、定款において、取締役会決議によって剰余金の配当等ができることを規定しておりますが、現時点の判断といたしましては、期末配当につきまして、従来どおり、株主の皆様にご判断いただいた上で、実施いたしたいと存じます。

当期の剰余金の処分につきましては、基本方針に基づき諸般の事情を総合的に考慮して、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に關する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに關する事項及びその総額
 当社普通株式1株当たり金12円 総額1,649,644,620円
 なお、当期は1株につき12円の中間配当をさせていただきますので、当期の年間配当金は、1株につき24円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成28年6月29日

配当金等の推移

区 分	第 87 期 平成24年度	第 88 期 平成25年度	第 89 期 平成26年度	第90期(当期) 平成27年度
1株当たり年間配当金 (うち期末配当金) (円)	20 (12.5)	20 (10)	24 (12)	24 (予定) (12) (予定)
連 結 配 当 性 向 (%)	20.3	30.8	43.1	87.7 (予定)

(注) 第90期(当期)の1株当たり年間配当金及び連結配当性向は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提としております。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。）8名全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会の審議を経て決定しております。また、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株数の数
1	(再任) はしもとひろかず 橋本裕一 (昭和24年10月20日生)	昭和48年4月 当社入社 平成10年4月 経理部長 平成14年6月 取締役 経理部長委嘱 執行役員兼務 平成16年4月 上席常務執行役員兼務 平成18年6月 専務執行役員兼務 平成19年6月 代表取締役 平成22年4月 代表取締役社長(現任) グループCEO(現任)	41,000株
(取締役候補者とした理由) 代表取締役社長及びグループCEOとして、強いリーダーシップを発揮し、当社及び当社グループの経営に関して豊富な経験と実績を有しています。更に、財務及び会計並びにコーポレートガバナンスに関する幅広い知識を有しており、これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。 (当期の取締役会出席状況) 13回中13回出席			
2	(再任) たなかけんじ 田中健二 (昭和27年3月13日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年3月 メジャメント ソリューションズ ワイヤレスコム事業部マーケティング部長 平成16年4月 執行役員 計測事業統轄本部ワイヤレス計測事業部長 平成21年4月 マーケティング本部長 平成21年6月 取締役 マーケティング本部長委嘱 平成22年4月 専務執行役員兼務 計測事業グループプレジデント(現任) 平成22年6月 代表取締役(現任) 平成24年4月 副社長兼務(現任)	18,700株
(取締役候補者とした理由) 当社の主力ビジネスである計測事業のリーダーとして、事業を牽引し、事業の発展に貢献するとともに、経営者として豊富な経験と実績を有しており、これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。 (当期の取締役会出席状況) 13回中13回出席			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	(再任) 谷合俊澄 (昭和32年11月23日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年7月 営業本部営業支援部長 平成21年4月 執行役員 人事総務部長 平成23年4月 コーポレート総括(現任) 平成23年6月 取締役(現任) 平成25年4月 経営企画室長委嘱(現任) 平成27年4月 常務執行役員兼務(現任)	11,400株
	(取締役候補者とした理由) 営業分野における実務経験に加え、コーポレート総括として、経営企画、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する幅広い知識と経験を有しており、これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。 (当期の取締役会出席状況) 13回中13回出席		
4	(再任) 窪田顕文 (昭和35年1月27日生)	昭和58年4月 当社入社 平成19年4月 経理部長 平成22年4月 執行役員(現任) 財務総括(CFO)(現任) 平成25年6月 取締役(現任) 経理部長委嘱(現任) 平成27年4月 IR部長委嘱 平成28年4月 IR部長解嘱	10,400株
	(取締役候補者とした理由) 当社及び海外子会社で経理・財務業務を担当し、現在はCFOとして当社グループの財務戦略の遂行を担っており、財務及び会計に関する幅広い知識と経験を有しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。 (当期の取締役会出席状況) 13回中13回出席		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	(再任) (社外・独立) あおき 木 昭 明 (昭和16年10月18日生)	昭和45年 1 月 ソニー株式会社入社 平成 元 年 6 月 同社取締役 平成 8 年 6 月 同社常務取締役 平成10年 4 月 ソニー・エレクトロニクス・インク(米 国法人)社長兼ＣＯＯ 平成15年 6 月 ソニー株式会社業務執行役員専務 平成17年 4 月 ソニー株式会社ソニーユニバーシティ 学長 平成18年 4 月 ソニー株式会社社友(現任) 平成23年 6 月 マイクロンジャパン株式会社 代表取 締役 平成26年 6 月 当社取締役(現任) 平成26年11月 マイクロンジャパン株式会社 代表取 締役退任 平成27年12月 ソニー株式会社ソニーユニバーシティ 学長退任	10,000株
(社外取締役候補者とした理由) グローバル・ビジネスについて高い見識を有する経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の 経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。 (当期の取締役会出席状況) 13回中13回出席			
6	(再任) (社外・独立) いちかわ さ ち こ 市 川 佐 知 子 (昭和42年 1 月17日生)	平成 元 年 4 月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社み ずほ銀行) 入行 平成 2 年 2 月 同行退職 平成 9 年 4 月 弁護士登録 田辺総合法律事務所入所 平成17年 1 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成21年11月 公益社団法人会社役員育成機構監事 平成23年 1 月 田辺総合法律事務所パートナー(現任) 平成27年 6 月 当社取締役(現任) 平成27年 7 月 公益社団法人会社役員育成機構理事 (現任) (重要な兼職の状況) 田辺総合法律事務所 パートナー 公益社団法人会社役員育成機構 理事	なし
(社外取締役候補者とした理由) 直接、会社の経営に関与したことはありませんが、日米の弁護士としての豊富な経験と専門知識を 有しており、主にコーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する高い見識を当社の経営や取締 役会における意思決定等に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。 (当期の取締役会出席状況) 10回中10回出席			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
7	(再任) (社外・独立) さ の たか し 佐 野 高 志 (昭和23年4月3日生)	昭和48年10月 アーサー・アンダーセン会計事務所(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 昭和54年 2 月 ネミック・ラムダ株式会社(現TDKラ ムダ株式会社) 入社 昭和61年 6 月 ネミック・ラムダ(シンガポール) PTE. LTD. (現TDK-Lambda Singapore Pte. Ltd.) 社長 平成 4 年12月 井上斎藤英和監査法人(現有限責任 あ ずさ監査法人) 入所 平成 5 年 1 月 公認会計士登録 平成 9 年 8 月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査 法人) 代表社員 平成19年11月 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監 査法人) 退職 平成19年12月 佐野公認会計士事務所開設(現任) 平成23年 6 月 株式会社図研 社外監査役 平成26年 6 月 同社 社外取締役(現任) 平成27年 6 月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 佐野公認会計士事務所 所長 株式会社図研 社外取締役	なし
	(社外取締役候補者とした理由) グローバル・ビジネスについて高い見識を有する経営者としての豊富な経験と幅広い知識、並びに 公認会計士としての財務及び会計に関する幅広い見識を当社の経営や取締役会における意思決定等に 反映していただくため、社外取締役候補者としました。 (当期の取締役会出席状況) 10回中10回出席		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青木昭明氏、市川佐知子氏及び佐野高志氏は、社外取締役候補者であります。
なお、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 青木昭明氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であり、市川佐知子氏及び佐野高志氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
- (2) 当社は、青木昭明氏、市川佐知子氏及び佐野高志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、3氏は、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を充たしております。

3. 当社と社外取締役候補者の重要な兼職先等との関係は以下のとおりであります。

- (1) 当社は、青木昭明氏が社友となっているソニー株式会社に対して、直接又は間接的に、企業集団として製品の販売、保守等の取引実績がありますが、取引額は当社の当期連結売上収益の1%未満であります。
 - (2) 当社と、市川佐知子氏の重要な兼職先である田辺総合法律事務所及び公益社団法人会社役員育成機構との間に特別の関係はありません。
 - (3) 当社と、佐野高志氏の重要な兼職先である佐野公認会計士事務所及び株式会社図研との間に特別の関係はありません。
4. 当社は、青木昭明氏、市川佐知子氏及び佐野高志氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。当社は、青木昭明氏、市川佐知子氏及び佐野高志氏が原案どおり選任されますと、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。

【ご参考】

当社は、取締役の選任基準及び選任手続、並びに社外役員の独立性に関する基準について、以下のよう定めております。

①取締役の選任基準及び選任手続

当社は、取締役の選任について、取締役会における意思決定プロセスの充実と実効性を確保するため、次のとおり選任基準を定めています。

社内取締役の選任については、高度な専門知識を持ち、業務遂行における高い能力の発揮と業績への貢献が期待できる人財であることに加え、当社の人財観察軸である「アンリツバリュー」に照らし、当社のリーダーとしての自覚、経営理念への共感、人間力、行動力、構想力、高い倫理観などを基軸に総合的に評価して行うものとします。

社外取締役の選任については、取締役会全体としての知識や経験のバランスや、多様なステークホルダーの視点を当社グループの事業活動の監督・適正運営に取り入れる観点から、その専門分野、出身等の多様性等に配慮し、かつ当社からの独立性を勘案したうえで、総合的に判断するものとします。

株主総会に提出する取締役の選任議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会(監査等委員であるものについては監査等委員会)での審議を経て、取締役会で決議するものとします。

②社外役員の独立性に関する基準

当社における合理的な調査等に基づき、当社の社外取締役（以下、「社外役員」といいます。）又は当社の社外役員候補者が次に掲げる事項のいずれにも該当しない場合、当社は、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社及び当社子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者^{(注)1}
2. 当社の主要株主^{(注)2}又はその業務執行者^{(注)1}
3. 当社グループが主要株主^{(注)2}となっている者の業務執行者^{(注)1}
4. 当社グループを主要な取引先^{(注)3}とする者又はその業務執行者^{(注)1}
5. 当社グループの主要な取引先^{(注)3}又はその業務執行者^{(注)1}
6. 当社グループから多額の金銭その他の財産^{(注)4}の寄付を受けている者又はその業務執行者^{(注)1}
7. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^{(注)4}を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
8. 当社グループとの間で、社外役員の相互就任^{(注)5}の関係にある先の出身者
9. 過去^{(注)6}において上記1から8までのいずれかに該当していた者
10. 次のa又はbに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
 - a. 上記1に掲げる者（監査等委員である社外取締役又はその候補者の独立性を判断する場合には、業務執行者^{(注)1}でない取締役又は業務執行者^{(注)1}でない取締役であった者を含む。）のうちの重要な者^{(注)7}
 - b. 上記2から8までのいずれかに掲げる者のうちの重要な者^{(注)7}
11. 上記に掲げる事項のほか、当社から独立した中立の立場をもって社外役員としての職責を果たせないと合理的に判断される事情を有する者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、使用人等（執行役員を含む。）の業務を執行する者をいう。また、会社以外の法人、組合等の団体の業務を執行する者を含む。
2. 「主要株主」の該当性については、総議決権の10%以上の議決権の直接又は間接的な保有の有無をもって判断の指標とする。
3. 「主要な取引先」については、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2」に関する「主要な取引先」への該当性について示されている考え方に準ずる。
4. 「多額の金銭その他の財産」の該当性については、その価額の総額が、1事業年度につき1,000万円又はその財産の受領者の収入総額の1%のいずれか高い方の額を超えるか否かをもって判断の指標とする。
5. 「社外役員の相互就任」とは、当社グループの出身者が現に他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の出身者が当社グループの社外役員として就任する関係をいう。
6. 「過去」とは、上記基準の1項につき、期間を特に定めない過去のことをいい、上記基準の2項から8項までに掲げる事項につき、直前の事業年度を含む過去5年間をいう。
7. aにおける「重要な者」には、上記基準の1項に定める業務執行者のうち、執行役員等の重要な使用人は含まれるが、部長職に準ずる職位以下の使用人は含まれないものとする。また、bにおける、上記基準の2項から8項まで（7項を除く。）のいずれかに掲げる者のうちの「重要な者」は、これらのいずれかに掲げる者が業務執行者の場合であって、取締役、執行役、執行役員等の重要な者に限られ、上記基準の7項に掲げる者のうちの「重要な者」は、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者に限られる。
8. 東京証券取引所の規則に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び独立役員届出書への記載事項とされる属性情報の「上場会社の取引先又はその出身者」及び「上場会社が寄付を行っている先又はその出身者」における取引及び寄付の各々についての「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」は、その必要に応じて別に定める。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

平成27年6月25日開催の当社第89期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された青井倫一氏より、本総会開始の時をもって補欠の監査等委員である取締役を辞退したい旨の申し出がありましたので、第89期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により本総会開始の時をもってその選任を取り消すことといたしました。

つきましては、改めて、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案による選任の効力は、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
い が ら し の り お 五十嵐 則 夫 (昭和23年7月16日生)	昭和52年4月 公認会計士登録 昭和63年7月 青山監査法人代表社員 平成18年9月 あらた監査法人（現PwCあらた監査法人） 代表社員 平成19年3月 同監査法人退職 平成19年4月 国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学 研究科教授 平成19年6月 松井証券株式会社 社外監査役（現任） 平成20年4月 国立大学法人横浜国立大学経営学部教授 平成25年3月 花王株式会社 社外監査役（現任） 平成26年4月 国立大学法人横浜国立大学成長戦略研究センター 客員教授（現任） (重要な兼職の状況) 国立大学法人横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授 花王株式会社 社外監査役	なし
(補欠の社外取締役候補者とした理由) 直接、会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び大学教授としての財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験並びに上場企業の社外監査役としての経験等により経営に関する幅広い見識を有しており、これらの知識、経験を当社の経営及び監査等に反映していただくため、補欠の監査等委員である取締役(社外取締役)候補者としてしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 五十嵐則夫氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社と、五十嵐則夫氏の重要な兼職先である国立大学法人横浜国立大学及び花王株式会社との間に特別の関係はありません。

4. 五十嵐則夫氏は、平成28年6月に松井証券株式会社の社外監査役を退任予定です。
5. 当社は、五十嵐則夫氏が監査等委員である取締役就任した場合には、同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。
6. 五十嵐則夫氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する基準を充たしております。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）賞与支給の件

当期末時の取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。）8名のうち、社外取締役3名を除く取締役5名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額40百万円を支給いたしたいと存じます。また、各取締役に対する金額は取締役会の決議によることといたしたいと存じます。

なお、本議案は、独立社外取締役が委員長を務める報酬委員会の審議を経て決定しております。また、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

以 上

<メ モ>

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

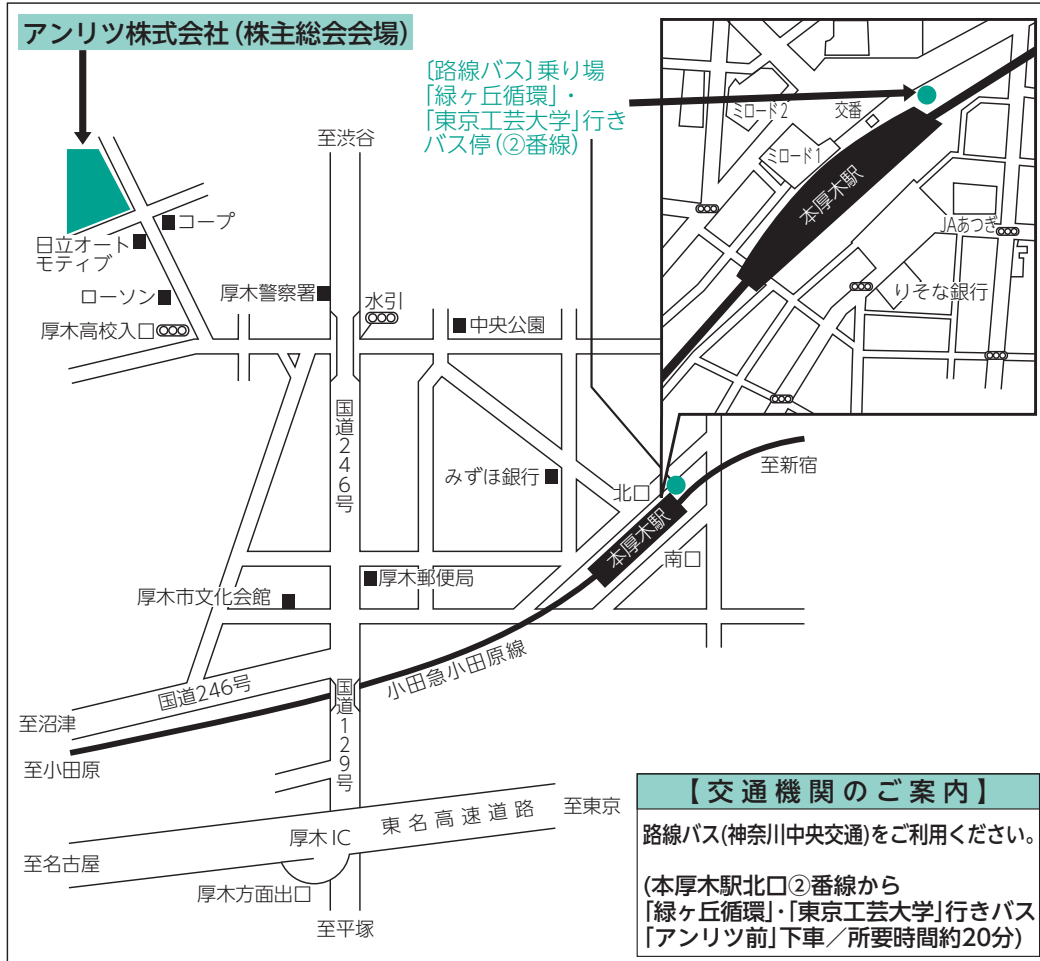


株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号

当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

TEL (046) 223-1111



【ご注意】

専用の駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
おそれいりますが、ご来場の際は、路線バス等をご利用ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

